

2 歯及び口腔^{こうくう}の健康づくり

平成 23 年度に県が実施した意識調査の中で、圏域内でかかりつけ歯科医師を持つ者の割合や過去 1 年間に歯科健診を受診した者の割合が低い傾向にあります。

圏域内 3 市それぞれが関係機関と協同しながら歯科保健対策の推進に取り組んでいます。

〈妊産婦期〉

(1) 現状

各市とも妊娠期における口腔^{こうくう}状態や歯磨き等の注意点、乳幼児期の子どもに対するむし歯予防について母親学級等の中で健康教育を行っていますが、妊婦歯科健診を実施している市は尼崎市 1 市のみです。

(2) 課題

全市での妊婦歯科健診の実施が必要です。

(3) 推進方策

妊娠により口腔^{こうくう}の状態が悪くなりやすく、むし歯や歯周疾患のリスクが高まるとともに、産後乳幼児期の口腔^{こうくう}管理を担うため、歯科健診や健康教育を受けやすい環境づくりに努めます。

【目標】

全市での妊婦歯科健診の実施
妊娠期を対象とした健康教育の内容充実

【主な推進施策】

圏域内全市での妊婦歯科健診の実施を目指すとともに、母親学級の中で行う健康教育の内容を充実させていきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	市事業への参加及び指導内容の実践
関係団体等	県民が歯周疾患と早産・低体重児出産の関係等について意識を高められるような支援
事業者	従業員の歯周疾患と早産・低体重児出産の関係等について普及啓発
市	市事業の充実
健康福祉事務所 政令市保健所	事業所等への歯周疾患予防の普及

〈乳幼児期〉

(1) 現状

1歳6か月児のむし歯有病者率は1.4%と全県と比較して低く、3歳児でもむし歯有病者率は減少傾向にあります(図2)が、3歳児から5歳児にかけて急激なむし歯の増加がみられます(図3)。

図2 3歳児むし歯有病者率推移

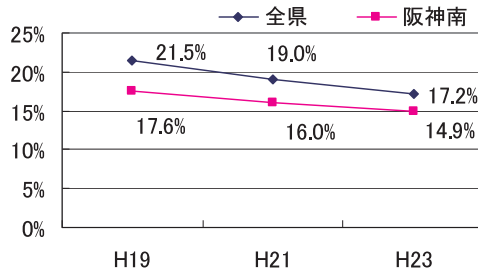
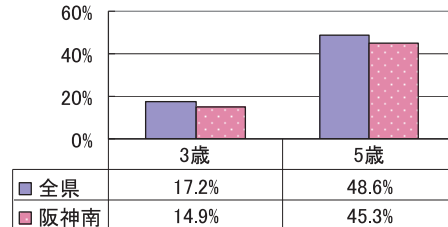


図3 3歳児と5歳児のむし歯有病者率



資料：H23 保育所幼稚園学校における歯科健診結果

(2) 課題

保育所や幼稚園での歯科保健対策が必要です。

(3) 推進方策

3歳から5歳にかけてのむし歯有病者率を減少させるため、関係団体が協働した歯科保健対策を推進します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
3歳児のむし歯のない児の割合	尼崎市 83.5% 西宮市 85.8% 芦屋市 87.7% (平成23年度3歳児歯科健診結果)	尼崎市 90.0% 西宮市 89.4% 芦屋市 90.0%

【主な推進施策】

保育所や幼稚園でのフッ化物応用(フッ化物洗口等)によるむし歯予防対策を行います。

【各主体の役割】

主体	主な役割
県民	市事業への参加等によるむし歯予防の正しい知識の習得及びその実践、乳幼児期からの歯磨きの習慣づけ
関係団体等	正しい歯磨き方法やフッ化物配合の歯磨き剤の使用等知識の普及
保育所・幼稚園	昼食後の歯磨きの実施及び園内でのフッ化物応用(フッ化物洗口等)による歯科保健対策の推進
市	市事業の充実及び保育所や幼稚園でのフッ化物応用(フッ化物洗口等)による歯科保健対策の推進
健康福祉事務所 政令市保健所	保育所や幼稚園での歯科保健対策の推進協力、フッ化物応用(フッ化物洗口等)の効果等普及啓発

〈学齢期〉

(1) 現状

むし歯は小学生の間は全県よりも平均して約3%低いですが、中高生は全県よりも少し高く(図4)、中学1年生のむし歯有病者数は全県とほぼ同じ割合ですが、一人平均むし歯数は減少傾向にあるものの全県よりも高いです(図5)。つまり、むし歯有病者一人がもつむし歯数が多いことが分かります。学校での歯科保健対策は各市の中で差があり、その把握も必要です。

図4 学年別むし歯有病者の状況

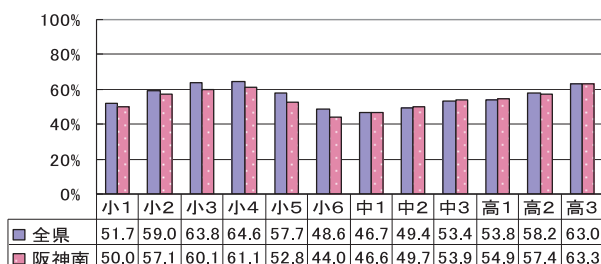
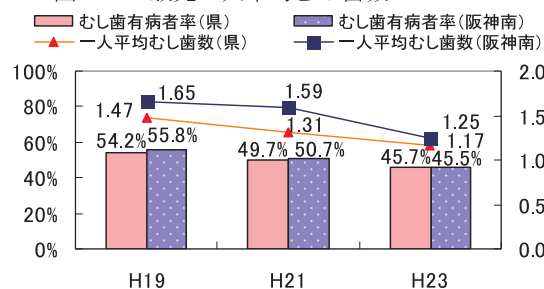


図5 12歳児一人平均むし歯数



資料：H23 学校歯科検診結果調べ

(2) 課題

学校での歯科保健対策の現状把握が必要です。

(3) 推進方策

学校での歯科保健対策の現状を把握し、健康教育の内容を充実させるとともに、むし歯や歯周疾患予防等、自分の歯を守ることに正しい知識と歯磨き習慣をつけます。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
12歳児における一人平均むし歯数	1.25 歯 (平成23年度学校歯科検診結果)	1 歯以下

【主な推進施策】

学校歯科検診後の健康教育の実施状況等学校での歯科保健対策の現状を把握し、学校における歯科保健対策の推進を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	食後にフッ化物配合の歯磨き剤を使用した歯磨きの実施
関係団体等	学校歯科検診後の健康教育の推進及び食後の歯磨き等による歯科疾患予防に対する正しい知識の普及啓発
学校	昼食後の歯磨きを実施しやすい環境の整備、健康教育の実施
教育委員会	学校歯科検診後の健康教育の推進
市	食後の歯磨き等による歯科疾患予防に対する正しい知識の普及啓発
健康福祉事務所 政令市保健所	学校歯科検診後の健康教育の充実支援

〈成人期〉

(1) 現状

成人期は歯科健診や口腔衛生指導等を受ける機会が少なく、自覚症状の少ない歯周疾患は進行するまで気がつきにくい現状にあります。そのため、各市実施の歯周疾患検診を受診した30歳～54歳の約40%が進行した歯周疾患を有しており、増加傾向にあります。また、その歯周疾患検診も受診率が低い状況にあります。

(2) 課題

歯周疾患検診の受診率向上と歯科保健対策に取り組む事業所の増加が望まれます。

(3) 推進方策

日々の生活に忙しい働き盛り世代が歯周疾患と全身疾患の関係等正しい知識を持ち、歯間清掃用具等の補助的清掃用具を使用したセルフケアや定期的な歯科健診の受診を行いやすい環境づくりに努め、歯の健康づくりを推進します。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
進行した歯周疾患を有する者(35～45歳) *西宮市は40歳の数値	尼崎市 22.1% 西宮市 44.4% 芦屋市 — (平成23年度歯周疾患検診等結果)	尼崎市 20.0% 西宮市 34.7%
歯周疾患検診の受診率(40・50・60・70歳)	尼崎市 8.8% 西宮市 4.0% 芦屋市 — (平成23年度各市現状)	各市現状から5%増加

【主な推進施策】

歯周疾患検診の受診率向上と事業所での歯科保健対策の推進

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	食後の歯磨き及び定期的な歯科健診の受診、歯石除去や歯面清掃の実施
関係団体等	市実施歯周疾患検診の受診勧奨 歯間清掃用具等を使用したセルフケア方法の指導
事業者	職員が昼食後に歯磨きを行いやすい環境づくり
市	歯周疾患検診の受診率向上に向けた取組の強化 歯周疾患と全身疾患の関係についての普及啓発
健康福祉事務所 政令市保健所	事業所での歯科保健対策の推進 各市歯周疾患検診の受診率向上に向けた支援

〈高齢期〉

(1) 現状

平成23年県実施の意識調査や歯周疾患検診の結果から8020達成者数は年々増加傾向にありますが、その中間目標である6024(60歳で24本の歯を有する者)の達成者割合にはあまり変化がありません。また、各市では介護予防教室での口腔機能向上プログラムの実施や地域の高齢者への口腔のケアに関する教室や研修会等を開催しています。

(2) 課題

口腔と全身の健康との関係等に関する普及啓発や、8020運動の推進強化が必要です。

(3) 推進方策

誤嚥性肺炎等口腔と全身の健康状態の関係及び正しい口腔のケア方法を普及啓発し、生涯自分の歯で食事ができる方を増加させるため、より早期からの歯の喪失防止に取り組みます。

【目標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
6024達成者割合	尼崎市 78.2% 西宮市 86.4% 芦屋市 44.5% (各市現状)	尼崎市 85.0% 西宮市 88.2% 芦屋市 50.0%

* 現状値の参考データは下記のとおり

尼崎市：平成23年度歯周疾患検診(年齢55～64歳)

西宮市：平成23年度歯周疾患検診(年齢60歳)

芦屋市：平成24年度芦屋市健康増進・食育推進計画アンケート結果(年齢60～69歳)

【主な推進施策】

生涯にわたり自分の歯を20本以上保ち、美味しく楽しく食事ができるよう8020を達成する人を増加させ、各市実施の介護予防事業等の内容を充実させます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	市実施事業への積極的な参加、定期的なかかりつけ歯科医院への受診
関係団体等	市実施事業への協力及び口腔のケアや口腔機能向上の重要性等の普及啓発
市	市実施事業の充実及び歯周疾患と全身疾患の関係等についての普及啓発
健康福祉事務所 政令市保健所	関係団体への支援

〈特に配慮を要する方〉

(1) 現状

在宅の寝たきり高齢者や障害者(児)への口腔衛生指導は各市が関係機関と協働しながら実施しており、ネットワークの構築に努めています。

高齢者や障害者(児)施設での健診や口腔のケアについては施設によって実施状況が異なっており、実態把握に努めています。

(2) 課題

在宅や施設での歯科保健対策の強化が必要です。

(3) 推進方策

在宅や施設で生活する方が、誤嚥性肺炎を予防するため、定期的な歯科健診や口腔のケアの重要性を家族や関係職種に普及啓発し、各機関が協働した歯科保健対策を推進していきます。

【目標】

在宅や施設での歯科保健対策の強化

【主な推進方策】

施設や在宅で生活する方の現状を把握するとともに、定期的な歯科健診や口腔のケアの重要性を普及します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	歯科疾患の予防、専門相談の活用
関係団体等	市・県事業への協力、医科と歯科の連携強化、施設の協力 歯科医による歯科健診や口腔のケア方法の指導
施設	協力歯科医師を活用した歯科健診、職員による日常の口腔のケア実施
市	施設と連携した歯科保健対策の推進、在宅で生活する方及びその介護者への専門的な知識提供
健康福祉事務所 政令市保健所	施設職員や関係職種に対する口腔のケアの重要性について普及啓発

3 こころの健康づくり

(1) 現状

阪神南圏域では、平成7年1月の阪神・淡路大震災や平成17年4月のJR福知山線脱線事故などの大規模災害・事故が起きました。

アルコールについて、阪神南圏域では、多量飲酒者の割合が高い傾向にあり、また、生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の割合も高い状況にあります。

全国的に自殺者の増加が社会問題となっています。

(芦屋市)・悩みで困った時の相談先として、「わからない」と回答している人が多くあります。

(2) 課題

大規模災害・事故発生時には、早期の介入とともに中・長期的なこころのケアが必要です。

専門機関による相談窓口を周知する必要があります。

アルコール依存症や生活習慣病のリスクが高いため、アルコールが体に与える影響を知り、飲酒量を自己管理できることが必要です。

自殺予防対策として、ゲートキーパー（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人）の養成が必要です。

こころの健康づくりでは、対象を絞った対策が必要です。

(3) 推進方策

大規模災害・事故発生時は、こころのケアを中長期的に継続します。

こころの健康づくり対策を推進します。

アルコール依存症予防について啓発します。

自殺予防対策を推進します。

【目 標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
睡眠による休養を十分にとれていない人の割合	尼崎市 17.2% 芦屋市 20.1%	減少 15.0%以下
ストレスを感じた時の相談相手がいる人の割合	芦屋市 93.7%	100%に近づける
ストレス解消法を持っている人の割合	芦屋市 92.5%	100%に近づける

【主な推進施策】

- ① 相談窓口を充実します。
- ② ストレスに対する対策の啓発や健康教育を推進します。

- ③ 自殺予防対策としてゲートキーパーを養成します。
- ④ 住民が選んで相談できるよう相談支援事業所と関係機関との連携を強化し、必要な情報提供、相談を実施します。
- ⑤ 全てのライフステージにおいて、アルコールに対する正しい知識の普及啓発を行います。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	ゲートキーパーとしての役割について知識の習得
関係団体等	相談支援事業所での情報提供や相談の実施
事業者	労働者のうつ対策
市	自殺対策の地域ネットワーク構築 関係機関との連携 ストレス解消に関する講座、自殺予防講座の実施
健康福祉事務所 政令市保健所	自殺対策の地域ネットワーク構築支援 精神科医とかかりつけ医等医療ネットワークの構築

＜妊産婦期＞

(1) 現状

子育てに悩む親や孤立する親が増加しています。

(2) 課題

虐待やDVの問題が社会問題となっています。

(3) 推進方策

妊娠中、産後のこころの健康づくりを推進します。

【目 標】

全市において、妊産婦うつチェックの実施を目指します。

【主な推進施策】

- ① 妊婦及び産後のうつチェックを推進します。
- ② 育児不安解消のための健康相談・訪問指導を実施します。
- ③ 母親同士が集まれる場を整備し、提供します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	一人で悩まず、周囲とコミュニケーションできる場に参加 ストレスを感じた時の息抜きやリフレッシュ方法を習得
関係団体等	母親同士が集まれる場の提供 自助グループの育成支援
事業者	相談、支援体制の整備
市	養育支援ネットによる医療機関との連携 保健師や助産師などによる家庭訪問や相談による個別支援 の実施
健康福祉事務所 政令市保健所	養育支援ネットについて産科医療機関、小児科医療機関へ の周知とネットワークの構築

＜乳幼児期＞

(1) 現状

1歳6か月児健診と3歳児健診での発達相談を実施していますが、衝動・多動性や対人関係における課題について、3歳児健診の時点で把握は困難です。

都市部の特徴として核家族化が進んでいます。

(2) 課題

就学前の5歳児を対象とした発達相談が必要です。

(芦屋市) ・育児について相談相手のいる母親の割合が減少しています。

(3) 推進方策

就学前の発達の確認と早期療育について学校と連携し実施することにより、より安心して就学できるようにします。

養育者が安心して育児を行える環境を整えます。

【目 標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
育児について相談相手のいる母親の割合 (平成23年度県健康増進課調)	尼崎市 97.9% 西宮市 98.8% 芦屋市 97.9%	100%に近づける
育児に参加する父親の割合 (平成23年度県健康増進課調)	尼崎市 90.1% 西宮市 68.2% 芦屋市 94.2%	100%に近づける
5歳児発達相談の実施		実施について各市で検討

【主な推進施策】

- ① 子どもの発達段階に応じた子育てに関する正しい情報の提供と相談体制を充実します。
- ② 特別な配慮が必要な子どもについては、関係機関と連携し、早期対応、早期療育につなげるなどの支援体制を強化していきます。
- ③ 親同士の交流の機会や各種教室等について周知に努めるとともに利用を促進していきます。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	育児不安や子育てに対するストレス相談の場を利用
関係団体等	育児サークルの開設支援 保育所などを活用した地域の身近な育児相談の場を開設 一時預かり、ファミリーサポート等の育児支援サポート
市	保健師や助産師などによる家庭訪問や相談による個別支援の実施 養育支援ネットによる医療機関との連携の実施
健康福祉事務所 政令市保健所	養育支援ネットについて小児科医療機関への周知とネットワークの構築

＜学齢期＞

(1) 現状

学校では不登校、引きこもり、いじめに対する対応を行っています。

(2) 課題

思春期にはこころとからだアンバランスになりやすく、その結果、性的な悩みや精神的な不安等を抱えることがあります。
10代の飲酒、喫煙率の減少、薬物乱用の防止など、啓発活動の強化が必要です。
平成25年4月から受動喫煙防止条例の本格実施に向けて、防煙教育を実施する必要があります。

(3) 推進方策

学齢期、思春期におけるこころの問題に学校と連携し取組を推進します。
喫煙や薬物などに関する教育や指導などの取組を推進します。

【主な推進施策】

- ① こころの問題に対して気軽に相談できる体制を整備します。
- ② 学校、地域、家庭の連携により、10代の飲酒、喫煙率の減少、薬物乱用の防止を啓発します。

- (西宮市) ・室内及び妊婦、子どもの近くでタバコを吸わないよう受動喫煙の防止を図ります。
- ・喫煙防止教育について教職員が生徒に対して適切に指導ができるよう支援します。
- (芦屋市) ・思春期保健ネットワークによる対策を推進し、関係者との連携を図ります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	相談援助機関の紹介 未成年者の飲酒や喫煙に対する問題意識の高揚と見守り、声かけの実施 薬物の害に関する知識の習得及び拒絶する規範意識の向上
関係団体等	相談援助機関の紹介 スクールカウンセラー等の専門職の配置と資質向上 ピアカウンセリングの実施 市と連携して教育の場での喫煙や薬物に関する指導の実施
事業者	学齢期のこどもに対して酒、タバコの販売禁止
市	飲酒、喫煙、薬物乱用の防止のための啓発の実施 学校、地域とのネットワークづくりの実施 思春期講座等の開設
健康福祉事務所 政令市保健所	飲酒、喫煙、薬物乱用の防止のための啓発の実施 学校、地域とのネットワークづくりの実施及び市への支援 思春期講座等の開設及び市への支援 若者のこころと体の相談事業の実施

＜成人期＞

(1) 現状

成人期に、ストレスを感じている人の割合が高くなる傾向にあり、ストレスがうまく解消できないことや解消方法によっては、健康を害することも考えられます。

- (尼崎市) ・30歳代から40歳代で「最近1か月間にストレスを感じた人」は約8割です。
- ・男性のおよそ4人に1人は睡眠を確保するために「アルコール類」を飲んでいきます。
- (西宮市) ・女性の30歳代において強くストレスを感じている人の割合が高い状況にあります。
- ・自殺者数は男性の50歳代で高い状況にあります。

- (芦屋市) ・多量飲酒者が成人男性において若干増加しています。
 ・男性の40～60歳代でストレスの解消方法としては「よくお酒を飲む」という人が多くあります。
 ・睡眠による休養が“とれていない人”の割合が、成人期に多くあります。

(2) 課題

ストレスを解消する方法について何かに依存する人が多くあります。

- (尼崎市) ・男性ではストレスの解消方法として「酒を飲む」人が4人に1人となっており、多量飲酒の問題が潜在化している可能性がうかがえます。
 (芦屋市) ・多量飲酒により肝臓機能障害やアルコール依存などの可能性もあります。

(3) 推進方策

ストレスの解消方法の啓発や依存症に対する正しい理解と家族支援を推進します。

不眠に関する正しい知識の普及をします。

市民、地域団体及び事業者が一体となって総合的な自殺対策に取り組みます。

【目 標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
多量飲酒者（再掲）	(男性)	
	尼崎市 10.3%	減少
	西宮市 5.1%	4.1%以下
	芦屋市 3.9%	2.6%以下
	(女性)	
	尼崎市 0.8%	減少
	西宮市 0.7%	0.4%以下
	芦屋市 1.0%	0.2%以下
自殺者数	224人	減少

【主な推進施策】

- ① ストレス解消法の普及・啓発をします。
- ② 睡眠、休養に関する知識の普及・啓発をします。
- ③ こころの健康に関する相談窓口の充実や地域ネットワークを構築します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	精神障害に関する正しい知識の習得 早期の相談
関係団体等	相談支援事業所での情報提供や相談の実施
事業者	事業所でのメンタルヘルスケア対策
市	相談支援事業所の資質向上 個別ケース対応（家庭訪問、精神保健相談、事例検討等） ストレス・不眠・精神疾患に関する市民に対する啓発活動
健康福祉事務所 政令市保健所	こころの健康に関する正しい知識の普及啓発 こころの健康相談の開設 個別ケース対応（家庭訪問、精神保健相談、事例検討等） 精神保健地域ネットワークの構築

＜高齢期＞

(1) 現状

兵庫県の認知症高齢者数推計では、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数は2010年105千人です。

高齢になると家庭で閉じこもりがちになります。

(2) 課題

兵庫県の認知症高齢者数将来推計では、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の高齢者数は2015年211千人と倍になります。

(3) 推進方策

高齢者の心の健康づくりを推進します。

認知症になっても地域で暮らせる地域づくりを推進します。

【目 標】

項目	現状値	目標値 (平成29年度)
何らかの地域活動をしている高齢者の割合（再掲）		
60歳以上	西宮市 男性 48.3% 女性 55.3%	西宮市 男性 54.1%以上 女性 57.6%以上
65歳以上	芦屋市 24.0%	30%以上

【主な推進施策】

- ① 高齢者が地域で活動できる場を広げます。
- ② 認知機能低下ハイリスク高齢者の早期発見に努めます。
- ③ 認知症についての地域の理解を促進します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	地域活動への参加 認知症についての正しい知識の習得
関係団体等	高齢者が地域活動できる場の提供 介護家族のサポート
事業者	高齢者の雇用促進
市	認知機能低下ハイリスク高齢者の早期発見 地域の介護講座 介護家族の健康相談
健康福祉事務所 政令市保健所	認知症地域ネットワークの構築

4 健康危機における健康確保対策

日頃の食中毒や感染症など健康危機管理対策に加え、阪神南圏域では、「このころの健康づくり」で記載した大規模災害・事故だけではなく、石綿による健康被害の可能性、平成 21 年 4 月のインフルエンザ (H1N1) 2009 によるパンデミックなどの地域全体の健康危機を経験してきました。

健康危機発生時には、行政機関が拠点となり、迅速な情報収集と的確な対応が求められます。

<大規模災害等>

(1) 現状

各市防災計画に保健機関の対策が記載されています。

(2) 課題

保健機関は、災害を予測した行動計画等を防災計画へ反映させることが必要です。

(3) 推進方策

災害に備えた対策の整備を推進します。

【目 標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
災害に備え、非常食等を備蓄している人の割合	西宮市 61.5% 芦屋市 36.0%	60%以上
在宅人工呼吸器装着難病患者災害時支援指針にもとづく個別災害対応マニュアルの作成割合	87.2%	100%

【主な推進施策】

- ① 保健機関から災害を予測した行動計画を防災計画に反映させ、災害時に行動できるよう推進します。
- ② 要援護者自身が災害時に備えることができるよう、行動計画を一緒に策定します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	自らも災害に備えた自助行動計画の準備
関係団体等	災害時の共助行動計画の準備
事業者	事業継続計画の策定
市	各市防災会議への出席や防災計画への参画
健康福祉事務所 政令市保健所	各市防災計画への参画 圏域の災害マニュアルの策定

〈食中毒〉

(1) 現状

季節を問わず食中毒は発生します。

(2) 課題

市民の食中毒に関する理解の促進が必要です。

(3) 推進方策

県民に対し、食中毒に対する正しい知識の普及啓発を推進します。
食品関係事業者に対し、衛生指導等を実施し、食中毒発生を防止します。

【目 標】

項目	現状値	目標値 (平成 29 年度)
食品の安全性に関する知識について何らかの知識を持っている人の割合	西宮市 42.6% 芦屋市 71.8%	50.0%以上

【主な推進施策】

- ① ホームページや広報、リーフレット配布による食中毒予防や食品衛生に関する正しい知識を普及啓発します。
- ② 食品関係事業者に対する監視指導や食中毒予防講習会を実施します。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	食中毒予防に対する正しい知識の習得
関係団体等	食中毒予防に対する正しい知識の普及啓発の実施
事業者	施設の衛生管理や従業員の健康管理の徹底 衛生意識の向上 衛生教育の参加
市	事業等を活用した食中毒予防に対する正しい知識の普及啓発の実施
健康福祉事務所 政令市保健所	食中毒予防講習会等による正しい知識の普及啓発の実施 食品衛生事業者に対する監視指導の実施

＜感染症＞

(1) 現状

感染症では、感染力は低いが重篤な症状を引き起こすものや、症状は重篤でないが、爆発的な感染力により多くの人に影響を与えるものがあります。当圏域は人口の多い都市部であり、発生によるまん延の可能性があります。地域全体に深刻な影響を及ぼす恐れがあります。感染症に対する有効な手段として、予防接種を実施しています。

(2) 課題

感染症に関しては、感染症発生動向調査などの地域情報の把握、正しい知識の普及と情報提供、感染拡大防止の指導が必要です。予防接種の接種率を高め、地域全体のまん延を防ぎ、重症化による生命の危機を防ぐ必要があります。

(3) 推進方策

感染症に対する正しい知識を普及します。
多様な感染症を予防するための取組を推進します。
思春期の性に関する正しい知識の普及や相談などの取組を推進します。

【目 標】

家庭での感染症予防対策に取り組む人を増やします。
各種予防接種の接種率を高めます。

【主な推進施策】

- ① 感染者・患者への差別や偏見をなくすため、知識の普及・啓発を図ります。

- ② 感染症予防のための啓発（予防接種の普及啓発、日常生活での予防の啓発）を実施します。
 - ③ 感染症発症事例について二次感染防止対策を行います。
 - ④ 関係機関施設への感染症予防情報提供を行います。
- (尼崎市) ・結核の発症率が高い65歳以上の高齢者や健診機会の少ない労働者等を対象に、結核健診を実施しています。
- (芦屋市) ・保護者に対して感染症に関する知識の普及、情報提供を図る必要があります。

【各主体の役割】

主体	主 な 役 割
県民	感染症予防に対する正しい知識の習得 日常における適切な感染予防行動の実践（手洗い・うがいの励行等） 予防接種を積極的に受けるなどの予防行動
関係団体等	感染症に関する情報の収集と啓発
事業者	感染症に関する情報の収集と啓発 感染症に関する事業継続計画の策定
市	市報、ホームページ等により広く市民に感染症に関する知識の普及、情報提供 感染症予防啓発 感染症対応マニュアルなどの整備 予防接種、結核健診等の感染症予防事業
健康福祉事務所 政令市保健所	感染症に関する知識の普及、情報提供 感染症予防啓発 二次感染防止対策

<阪神南圏域>

阪神南地域・職域連携推進協議会(圏域健康福祉推進協議会 健康づくり部会)委員

所 属		職 名	氏 名
医師会	尼崎市医師会	副会長	黒田 佳治
	西宮市医師会	副会長	児嶋 茂男
	芦屋市医師会	理事	高 義雄
歯科医師会	尼崎市歯科医師会	会長	橋爪 年世
薬剤師会	芦屋市薬剤師会	副会長	山根 壽美子
民間病院協会	兵庫県民間病院協会	理事	橋本 創
兵庫県看護協会		市立芦屋病院看護部長	木戸 泰子
商工会議所・商工会	尼崎商工会議所	総務グループリーダー	栃尾 修庸
	西宮商工会議所	総務部主幹	池田 雅仁
	芦屋市商工会	事務局長	波多野 正和
市	尼崎市保健所	健康増進課長	森田 幸子
	西宮市保健所	健康増進課長	長井 紀代
	芦屋市	保健福祉部主幹	瀬戸山 敏子
兵庫医科大学病院		副院長	中野 孝司
兵庫県栄養士会		代表	富川 美紀
兵庫県歯科衛生士会		阪神西支部長	楨原 道子
芦屋いずみ会		会長	上坂 泰代
尼崎市老人クラブ連合会		会長	前田 武徳
尼崎市連合婦人会		副会長	荒木 伸子
尼崎労働基準監督署		安全衛生課長	若林 裕
産業保健センター	尼崎地域産業保健センター	理事	伊藤 祐一
	西宮地域産業保健センター	運営協議会副会長	伊賀 俊行

<作成責任者>

兵庫県阪神南県民局芦屋健康福祉事務所(芦屋市公光町 1-23)

電話(0797)32-0707(代) FAX(0797)38-1340

メールアドレス Ashiyakf@pref.hyogo.lg.jp

<印刷責任者>

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課(神戸市中央区下山手通 5-10-1)

電話(078)362-9109 FAX(078)362-3913

メールアドレス kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県
健康づくり推進
実施計画